応　援

大規模災害発生時における応援職員派遣フロー図（令和3年12月28日改正）

時期		市　町　村	宮　城　県	国・他都道府県等
平　時		**災害マネジメント支援員の登録（応急対策職員派遣制度要綱22条，登録要綱2～6条）** ②推薦基準に基づき推薦（登録要綱第3条，4条） ④研修の受講（登録要綱第5条） ※研修受講は支援員の登録要件 災害対応能力向上に寄与	市町村課 推薦依頼 推　薦 研修受講	総務省 ①推薦依頼（登録要綱第4条） ③研修の開催（登録要綱第9条） ⑤支援員の登録（登録要綱第6条）
		中長期派遣可能な技術職員数の報告（技術職員派遣制度要綱6条） ②派遣可能技術職員人数の精査・報告 （技術職員派遣制度要綱第6条） ※氏名等の報告は不要なので想定とは別の職員を派遣することも可	市町村課 依　頼 報　告	総務省 ①報告依頼（技術職員派遣制度要綱第6条） ③関係団体との共有（技術職員派遣制度要綱第7条） 共有先：全国知事会・全国市長会・全国町村会・全国指定都市会・ブロック幹事都道府県
短期派遣	警戒時	・被害状況等把握　・避難所開設準備	・災害対策本部の設置検討 ・県内の被害状況等把握	・応急対策職員派遣制度活用に係る事前周知　・被害が予想される地域の情報把握
	発災時から1週間	**応急対策職員派遣制度による応援職員派遣** 独自の応援職員派遣を検討 ・災害時相互応援協定や友好都市協定等，団体間の繋がりによる職員派遣 平時から応援体制の構築を ⑥対口支援に向けた調整 ・ニーズに対応した人選，派遣可能人数の算定，支援先までの移動手段等について調整（応急対策職員派遣制度マニュアル第3章） ※県内の被災市町村に対して県内市町村が応援職員を派遣する場合 ①被災市町村の応援職員派遣ニーズ把握（宮城県→被災市町村） ②県内市町村の派遣可能職員申出（市町村→宮城県） ③②の結果を元に派遣調整を実施（宮城県・市町村・被災市町村） ④応援職員の派遣（市町村→被災市町村） ⑧職員派遣開始	調　整 ・総括支援チームの派遣検討 ・被災市区町村の応援ニーズ把握 ・派遣職員人選，支援先までの移動手段等を県内市町村と調整 （応急対策職員派遣制度マニュアル第3章） 調整 連絡	被災都道府県 ①応援ニーズ把握 被災市区町村 ②要請 総務省 ③確保調整本部の設置 ・省庁との情報共有・総合調整・意志決定等を担当（応急対策職員派遣要綱第7条） ④現地調整会議の設置 ・総務省，ブロック幹事県，全国知事会，全国市長会，全国町村会が参加 ・応援職員派遣に係る調整，対口支援案作成を担当 （応急対策職員派遣制度要綱第8条，10条） ⑤対口支援案の作成　⑦対口支援案の決定・連絡 被災市区町村 ※ブロック内調整でも対応が困難な場合は全国調整を開始（フローは同じ）
	発災1週間から1か月	対口支援団体 ・支援団体のニーズ把握，受援体制への助言等支援 ・災害応急対策業務（避難所運営等）に係る支援（応急対策職員派遣要綱第11条第4項） **応援職員派遣終了に向けた調整（いつまで応援職員を派遣するか，応援職員派遣終了後の体制をどうするか）** 対口支援団体（県・市町村），被災市区町村による調整　県内調整による職員確保で対応可能か判断（応急対策職員派遣制度マニュアル第5章）	相互調整	被災市区町村 業務支援に係る調整 ・支援業務内容の精査（避難所運営，罹災証明関係等） ・業務体制の精査（班の体制等）
中長期派遣	発災から概ね1か月以降	**技術職員派遣制度による応援職員派遣（北海道・東北ブロック内で災害が発生した場合）** ※県内の被災市町村に他の県内市町村が応援職員を派遣する場合は以下のとおり。 ①被災市町村からの応援職員派遣要請 派遣期間，必要人数，職種等を回答 ②応援職員派遣に係る調整（宮城県）平時にとりまとめた派遣可能技術職員数を元に調整し，総務省に回答 ③派遣内容の決定・連絡（総務省）総務省からの連絡を受け，県が応援市町村に連絡 ④応援職員派遣に係る調整（被災市町村・応援市町村）派遣期間，業務内容，費用負担等を協議の上派遣 ⑤職員派遣の実施 ⑤派遣人員の選定・回答 ・業務内容・職種・期間等を考慮 ※派遣可能と報告した職員数は求めがあれば必ず派遣する必要あり ⑨応援職員派遣に係る調整 ・派遣期間，業務内容，費用負担等を協議の上派遣 ⑩派遣開始 ※ブロック内調整でも対応が困難な場合は全国調整を開始（フローは同じ）	依頼 ④県内市町村に依頼 ・平時にとりまとめた派遣可能技術職員数を基に依頼 ⑥とりまとめ，回答 回答 連　絡	被災道県 ①応援職員ニーズ把握，情報共有 ・県内だけでは対応が困難な場合は総務省及びブロック幹事県に連絡（技術職員派遣制度要綱第8条） 連　絡 総務省 ②確保調整本部の設置 ・情報共有・総合調整・意思決定等を担当（技術職員派遣制度要綱第9条） 北海道・東北ブロック幹事県 ③ブロック内団体に協力依頼 ・被災県の連絡を基に必要人数を精査し協力依頼（技術職員派遣制度要綱第12条） ⑦派遣調整案作成 ・被災団体の要請人数，過去の派遣実績等を考慮（技術職員派遣制度要綱第13条） ⑧ブロック内派遣内容決定，連絡　総務省 被災団体
		総務省スキームによる応援職員派遣（県外自治体に応援職員を派遣する場合） ※県内の被災市町村に他の県内市町村が応援職員を派遣する場合は以下のとおり。 ①被災市町村からの派遣要請　派遣期間，必要人数，職種等を回答 ②県内市町村に対する派遣申出照会（宮城県）　被災市町村からの要請に基づき照会 ③派遣申出の回答（応援市町村）県内調整だけでは人数が不足する場合は北海道・東北ブロック調整を実施。ブロック調整でも不足する場合は全国の市区町村に申出 ④職員派遣に係る調整（被災市町村・応援市町村）派遣期間，業務内容，費用負担等を協議の上派遣 ⑤職員派遣の実施 ④応援職員派遣申出回答 ⑦被災市区町村との調整及び応援職員派遣の実施 ・派遣期間・業務内容・費用負担等を協議の上派遣 派遣実施	照　会 回　答 情報収集 市町村課	総務省 ①応援職員派遣要請の照会 ②全国市長会・全国町村会に派遣要請情報の提供 照会・回答 情報提供 全国市長会及び町村会 ③応援職員派遣可能性照会　⑤派遣申出一覧の作成・伝達 ⑥派遣申出の伝達　総務省 情報伝達 被災市区町村
		市町村の独自調整による応援職員派遣 ②派遣要請内容の精査，派遣に向けた調整 ・派遣期間・業務内容・費用負担等を考慮の上派遣 ③派遣の実施	要　請 相互調整 情報収集 市町村課	被災市区町村 ①応援職員派遣要請 ・災害時相互応援協定や友好都市連携協定等によるつながりを基に要請先選定 ・必要人数・職種・派遣期間等精査の上要請